

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター産学官共同研究助成金交付要綱

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）は、産学官共同研究を促進し、県内企業の研究開発の活発化、技術水準の向上を図るため、県内企業者が、大学及び工業高等専門学校等の教育機関（以下「大学等」という。）や独立行政法人・公設等試験研究機関等（以下「研究機関等」という。）と共通の課題について共同で行う研究開発に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、大学等又は研究機関等の技術シーズを活用し、実用化するため、大学等又は研究機関等と共同して研究開発を行う県内企業等であって、以下の各号のいずれかを満たす企業等とする。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する中小企業（中小企業基本法（平成28年法律第58号）第2条第1項各号に該当する会社及び個人）
- (2) 県内に本社又は事業所を有する前項以外の企業において、共同研究の成果が県内中小企業等を牽引する効果があるとセンター理事長（以下「理事長」という。）が認める企業
- (3) その他、理事長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、申請者が別表第1のいずれかに該当する場合は、助成の対象者としな

3 理事長が規程第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、交付決定を取り消すものとする。

4 理事長が規程第16条の規定による助成金を交付した後において、交付を受けた者が第2項の規定に該当することが明らかになったときは、助成金の返還を命ずるものとする。

(共同研究の形式)

第3条 共同研究の形式については、受け入れる大学等や研究機関等の定める規定による。

(共同研究の形態)

第4条 共同研究の形態は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企業等と大学等との共同研究体制
- (2) 企業等と研究機関等との共同研究体制
- (3) 企業等と大学等と研究機関等との共同研究体制

(助成の対象事業)

第5条 助成の対象事業は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国税、県税、市町村民税を完納していない者及び既に国又は地方公共団体等からの補助金等を受けている事業については、本助成金交付事業の対象としないものとする。

- (1) 次世代自動車産業分野、航空宇宙産業分野に関する研究開発
- (2) ヘルスケア産業分野（医療機器、福祉用具等）に関する研究開発
- (3) 脱炭素・資源リサイクル産業分野に関する研究開発
- (4) その他、県内産業の高度化に資する研究開発

(助成金の額)

第6条 助成金は、県内企業者が助成事業を行う場合に当該助成事業に要する別表第2に掲げる経費(以下「助成対象経費」という。)について交付するものとする。ただし、団体構成企業間で生じる経費は対象としない。

2 助成率は、前項に規定する助成対象経費の3分の2以内とし、助成金の額は1件あたり200万円を上限とする。

3 別表第2の「6委託研究等経費」に係る助成対象経費の額は、助成対象経費の総額の10分の4を上限とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする県内企業者は、交付申請書(別記第1号様式)に必要な事項を記入のうえ、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 助成金の交付申請者は、当該交付申請に当たって、当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業の着手時期)

第8条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項のただし書きにより助成金を受けようとする交付申請者は、前条第1項に規定する交付申請書に、事前着手理由書(別記第1号の2様式)を添付するものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 理事長は、助成金の交付申請書の提出があったときは、規程第5条の規定により交付の決定を行い、交付決定通知書(別記第2号様式)により、助成金の交付申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定に基づき交付の決定を行う場合には、第7条第2項の規定により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 理事長は、第7条第2項ただし書きの規定による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(助成金の交付の条件)

第10条 助成金の交付を決定する場合に付ける条件は、規程第6条第1項第1号及び第2号に掲げる事項、並びに第3号に基づく次に掲げる事項とする。

(1) 助成事業の内容及び経費の配分の変更(理事長の定める軽微な変更を除く。)する場合においては、理事長の承認を受けること。

2 助成事業を行う者(以下「助成事業者」という。)が規程第6条第1号から第3号までの規定により理事長の承認を受けようとする場合の申請書・届出書の様式は、

次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業内容（経費の配分）変更承認申請書 別記第 3 号様式
- (2) 助成事業中止（廃止）承認申請書 別記第 4 号様式
- (3) 助成事業遅延等報告書 別記第 5 号様式
- (4) 助成事業変更届 別記第 6 号様式

3 第 1 項第 1 号に定める軽微な変更は、次に掲げる事項とする。

- (1) 別表第 2 助成対象経費の各経費区分の 20%以内の配分の変更
- (2) 助成金の交付の目的又は助成事業の遂行に影響を及ぼさない範囲の変更及び助成事業の細部の変更
（申請の取下げ）

第 11 条 規程第 8 条第 1 項の規定により申請の取り下げをすることができるのは、助成金の交付の決定の日から 20 日以内とする。

（状況報告）

第 12 条 助成事業者は規程第 11 条の規定により、助成事業の実施状況について、助成金の交付の決定があった年度の理事長が別に定める期日において、助成事業遂行状況報告書（別記第 7 号様式）を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項にかかわらず、必要に応じ、助成事業の遂行状況について調査することができる。

（実績報告）

第 13 条 助成事業者は規程第 13 条の規定により、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成事業の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第 8 号様式のとおりとする。

3 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業の完了（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して 10 日を経過した日又は 3 月 10 日のいずれか早い日とする。

4 第 1 項の報告を行うに当たって、助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第 14 条 規程第 14 条の現地調査等に当たっては、理事長は助成事業者から必要な書類の提出を求めることができる。

2 規程第 14 条に規定する通知の様式は、別記第 9 号様式とする。

（支払方法）

第 15 条 助成金は、規程第 14 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（別記第 10 号様式）を理事長に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第 16 条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 11 号様式により速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理及び処分制限)

第 17 条 助成事業者は、助成事業により取得し又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その管理状況を明らかにしておくとともに、助成事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従った効率的運用を図らなければならない。

2 規程第 21 条の規定により理事長の承認を受けようとする場合の財産処分申請書の様式は、別記第 12 号様式のとおりとする。

3 規程第 21 条第 1 項第 1 号に規定する財産は、1 件当たりの取得価格又は価値の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

4 理事長は、規程第 21 条に規定する承認をした場合において、当該承認に係る財産の処分により収入があったときは、助成事業者に対し、その収入の全部又は一部の返還を命ずる。

5 第 1 項に規定する台帳の様式は、別記第 12 号の 2 様式のとおりとする。

6 前各項については、規程第 21 条に定めるとおり、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して理事長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第 18 条 規程第 22 条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、助成事業が完了した年度の翌年度以降 5 年間とする。

(実施結果の状況報告等)

第 19 条 理事長は、助成事業者に対して、助成事業の完了した日の属する年度の終了後 5 年間、理事長が別に定める期日において、当該助成事業に係る過去 1 年間の事業化状況等について事業化状況報告書(別記第 13 号様式)を提出させることができる。

(産業財産権等に関する届出)

第 20 条 助成事業者等は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権(以下「産業財産権」という。)を助成事業年度又は助成事業年度終了後 5 年以内に出願、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、規程第 13 条に規定する実績報告書又は前条に規定する事業実施後状況報告書にその旨を記載しなければならない。なお、助成事業者等とは助成を直接受ける事業者及びその助成事業に基づく共同研究者を指す。

2 助成事業者等において特許等を相当期間利用していない場合は、助成事業者等はセンターの要請に基づきセンターが指定する第三者が当該特許等を実施することを許諾しなければならない。

(成果の発表)

第 21 条 理事長は、助成事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、助成事業者に発表させることができるものとする。

(書類の提出部数等)

第 22 条 この要綱により助成事業者が提出する書類は、1 部とする。

(助成事業の表示)

第 23 条 助成事業者は、助成対象事業についてセンターからの助成金を受けて実施する旨を別表第 3 に定めるところにより表示するものとする。

(立入検査等)

第 24 条 理事長は、この要綱に基づく助成金にかかる予算の執行の適正を期するために必要があるときは、助成事業者に対して報告をさせ、又は当該事務担当者とその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係

者に質問させることができる。

(雑則)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、産学官共同研究促進事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 合併前の旧公益財団法人岐阜県研究開発財団において実施された産学官共同研究助成金事業については、公益財団法人岐阜県研究開発財団産学官共同研究助成金交付要綱の定めるところによる。
- 3 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

第1（第2条関係）

助成の対象者の欠格要件

	事 項
1	暴力団
2	暴力団員
3	役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
4	役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
5	役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
6	役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
7	役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
8	役員等が、暴力団若しくは暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているものであることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

第2（第6条関係）

助成対象経費

	経 費 区 分	内 容
1	原材料費	原材料費及び副資材の購入に要する経費
2	工具器具費	工具器具の購入に要する経費
3	機械装置費	機械装置、試験機器の購入又は借用に要する経費
4	外注加工費	外注加工に要する経費（試験検査機関による依頼試験に要する経費を含む。）
5	国内特許出願経費	助成事業の結果生じた国内特許出願のみに要する経費
6	委託研究等経費	大学等との共同研究、大学等又は研究機関等への委託研究に要する経費
7	その他	その他理事長が特に必要と認める経費

※次に掲げるものに該当する経費は、助成対象経費とはならない。

（1）人件費

（2）使用実績の把握が困難な原材料、消耗品等

第3（第23関係）

助成事業の表示

助成事業の標準的な表示方法
<p data-bbox="170 405 842 443">看板、銘板、広報誌、チラシ、パンフレット等</p> <div data-bbox="295 510 1238 846" style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 20px auto; width: 80%;"><div data-bbox="995 734 1209 846" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">表 示</div></div>
表示内容
<p data-bbox="209 1178 1350 1216">この〇〇〇は（公財）岐阜県産業経済振興センターからの助成金を受けています</p> <p data-bbox="778 1267 962 1305" style="text-align: center;">〇年〇月〇日</p> <p data-bbox="778 1308 962 1346" style="text-align: center;">助成事業者名</p>

ア 表示方法は、看板、銘板、広報誌、チラシ、パンフレット等による掲載等とする。

イ 表示箇所は、紙面の許す範囲とする。

ウ 表示された広報誌、チラシ、パンフレット等については、交付要綱第13条に規定する実績報告書に添付するものとする。

エ 機械装置等への表示のように実績報告書への添付ができない場合は、機械装置等への表示が分かる写真を実績報告書に添付すること。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者氏名 （役職・氏名）

印

産学官共同研究助成金交付申請書

産学官共同研究助成金を受けたいので、産学官共同研究助成金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業の目的及び内容

別紙1 助成事業実施計画書

別紙2 助成事業内容説明書のとおり

2 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額

助成事業に要する経費

円

助成金交付申請額

円

別紙 1

助成事業実施計画書

研究題目		※研究開発内容を表現するような適切な名称を記入すること。		
(英文訳)				
企業名				
(英文訳)				
所在地				
電話番号		F A X 番号		
資本金・出資金		千円	従業員数	人
研究期間		年 月 日 から 年 月 日まで		
研究の目的及び内容		※研究開発の目的、研究開発の必要な理由及び研究内容を簡潔・明瞭に記載すること。		
共同研究者	区分	所属	氏名	役割分担
	企業等			
	大学等			
	研究機関等			
活用する大学等又は研究機関等の技術シーズの概要		※各共同研究者の技術シーズの内容を簡潔・明瞭に記載すること。		
備考				

助成事業内容説明書

1 研究開発の概要

(1) 研究開発の必要な理由	<p>* 業界ニーズ等と期待する成果及び従来の技術・方法と研究により開発する技術・方法との相違点を含めて、必要な理由を明確に記載すること。</p>
(2) 研究全体の概要	<p>* 研究の概要についてわかりやすく記載すること。</p>
(3) シーズの活用方法	<p>* 大学等や研究機関の技術シーズを如何に活用するかを明らかにすること。</p>

2 研究開発の成果・波及効果

研究の予想成果と企業化	研究成果による地域への波及効果

3 共同研究項目

担当 機関	研究項目	研 究 内 容
企 業 等		
大 学 等		
研 究 機 関 等		

4 申請者の概要

(1) 事業の内容	※営んでいる主な事業及び主たる生産品目名、年間生産額等を記載すること。
(2) 申請者の略歴	※企業の場合にあつては企業の略歴を記載すること。

5 研究開発の組織

(1) 主任研究者の氏名及び略歴	
(2) 研究担当者の氏名及び職名	
(3) 共同研究者の氏名及び所属	

6 研究開発の資金計画

(1) 助成事業の経理担当者の氏名及び職名	
-----------------------	--

(2) 資金調達内訳

区 分	金 額 (円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
助成金		
その他		
助成事業に要する経費		

(3) 資金支出内訳

(単位：円)

区 分	種 別	助成事業に 要する経費	助成対象経費	助成金交付 申 請 額	備 考
原材料費					
	計				
工具器具費					
	計				
機械装置費					
	計				
外注加工費					
	計				
国内特許 出願経費					
	計				
委託研究等 経費					
	計				
その他					
	計				
合 計					

[記載上の注意]

- 1 「種別」とは、原材料・副資材名、機械装置名、部品・工具器具名等をいう。
- 2 「助成事業に要する経費」とは、当該研究を遂行するのに必要な経費をいう。
- 3 「助成対象経費」とは、「助成事業に要する経費」のうちで、助成対象となる経費のうち、消費税を控除した額をいう。
- 4 「助成金交付申請額」とは、「助成対象経費」のうちで、助成金を希望する額で、その限度は、「助成対象経費」に助成率（2/3）を乗じた額になる。
※助成金交付申請額の全合計額は、千円未満切り捨てとする。
- 5 「国内特許出願経費」とは、助成事業の結果生じた国内特許出願に要する経費のうち、出願のみの経費（弁理士への手続代行費用を含み、印紙代を除く。）をいう。
- 6 「委託研究等経費」とは、大学等及び研究機関等との共同研究、委託研究に要する経費をいい、その助成対象経費の額は助成対象経費の総額の10分の4を上限とする。

第1号の2様式（第8条関係）

事前着手理由書

1 研究題目

2 事前着手（予定）日

3 事前着手する必要がある理由

4 事前着手に必要な経費

※経費の内容、積算、支払額、支払日等具体的な内容がわかる資料を添付すること

交付決定前に事業に着手することは原則認められません。事前着手は、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合にのみ、例外的に認めるものであり、事前着手理由書を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、助成申請が採択されない場合又は助成申請が採択されても、事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は当該事業実施に必要な経費は、自己資金で対応することになります。

岐産振第 号
年 月 日

様

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 印

年度産学官共同研究助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記助成金については、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規程第7条の規定により通知します。

記

- 1 助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、申請のあった研究開発事業とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。
- 2 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりとする。ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費又は助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成事業に要する経費	金	円
助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円

（経費明細は別紙のとおり）

- 3 助成事業者は、年 月 日現在の助成事業実施状況について、年 月 日までに報告しなければならない。
- 4 助成事業者は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程及び産学官共同研究助成金交付要綱に従わなければならない。
- 5 助成事業者は、次に掲げる事項に該当する場合、産学官共同研究助成金交付要綱第10条により公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けなければならない。
 - （1）助成事業を中止し、又は廃止する場合
 - （2）助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難になった場合。
 - （3）助成事業の内容及び経費の配分（軽微な変更を除く）を変更する場合
- 2 助成事業者は、事業内容の軽微な変更をする場合は、理事長に届けなければならない。

別紙

経費明細

(単位：円)

経 費 区 分	助成事業に要する経費	助 成 対 象 経 費	助 成 金 の 額
合 計			

(注)「経費区分」は、産学官共同研究助成金交付要綱別表第2の助成対象経費の区分になります。

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者氏名 （役職・氏名）

印

年度産学官共同研究助成金に関する助成事業内容（経費の配分）変更承認申請書

年 月 日付け岐産振第 号で助成金の交付決定を受けた標記助成事業の内容（経費の配分）を、下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

1 変更する事業名（研究題目）

2 変更の理由

3 変更の内容

(1) 事業の内容

経費区分	変 更 前	変 更 後

(2) 経費の配分

(単位：円)

経費区分	助成事業に要する経費		助成対象経費		左の負担区分				備考
					自己負担額		助成金申請額		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	

(注) 助成事業の一部を新たに委託しようとするに伴い経費の配分の変更を行うときは、上記(1)事業の内容の表の変更後の欄に委託の内容、委託先を記載すること。

岐産振第 号
年 月 日

様

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 印

年度産学官共同研究助成金に関する助成事業内容（経費の配分）変更承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった標記助成金については、申請のとおり承認します。

なお、これに伴い 年 月 日付け岐産振第 号で通知した記1及び2については、下記のとおり変更します。

記

- 1 助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、申請のあった研究開発とし、その内容は、変更承認申請書に記載されているとおりとする。
- 2 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりとする。

助成事業に要する経費	金	円
助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円

（経費明細は別紙のとおり）

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者氏名 （役職・氏名）

印

年度産学官共同研究助成金に関する助成事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け岐産振第 号で助成金の交付決定を受けた標記助成事業を下記のとおり中止（廃止）したいので承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する事業名（研究題目）

2 中止（廃止）の理由

※ 具体的に記載すること

3 中止の期間（廃止の時期）

第4号の2様式（第10条関係）

岐産振第 号
年 月 日

様

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 印

年度産学官共同研究助成金に関する助成事業中止（廃止）承認書

年 月 日付で中止（廃止）承認申請のあった標記助成金については、
下記のとおり承認します。

記

- 1 中止（廃止）する事業は、申請のあった研究開発とし、その理由は、申請書に記載されているとおりとする。
- 2 中止の期間（廃止の時期）は、次のとおりとする。

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者氏名 （役職・氏名）

印

年度産学官共同研究助成金に関する助成事業遅延等報告書

年 月 日付け岐産振第 号で助成金の交付決定を受けた標記助成事業について下記のとおり事業が遅延するので報告します。

記

- 1 遅延する事業名（研究題目）
- 2 助成事業の進捗状況
- 3 2の進捗までに要した経費
- 4 遅延等の内容及び原因
- 5 遅延等（事故）に対する措置
- 6 助成事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者氏名 （役職・氏名）

印

年度産学官共同研究助成金に係る変更届

年 月 日付け岐産振第 号で助成金の交付決定を受けた標記助成事業に関し、下記のとおり変更が生じたので届出ます。

記

変更の内容

変 更 前	変 更 後

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者氏名 （役職・氏名）

印

年度産学官共同研究助成金に関する助成事業遂行状況報告書

年 月 日付け岐産振第 号で助成金の交付決定を受けた標記助成事業に係る遂行状況について下記のとおり報告します。

記

1 研究開発の進捗状況（ 年 月 日現在）

【研究題目】
○企業担当分（進捗率 %）
○大学担当分（進捗率 %）
○研究機関担当分（進捗率 %）

注1 産学官共同研究助成金交付申請書の別紙2「助成事業内容説明書」の3「共同研究項目」の各担当機関別、研究項目別に、進捗状況を記述してください。

注2 計画の遅れ、問題点等がある場合は、そのことも記述してください。

注3 必要に応じて、写真、図面等の資料を添付してください。また、助成事業に関連した新聞発表、学会発表、展示会出展等の実績があった場合は、その関連資料を提出してください。

注4 各欄の高さは必要に応じて調整してください。

注5 該当しない担当分の欄は削除してください。

2 事業費支出状況 (年 月 日現在)

(単位：円)

区 分	品 名	助成事業に 要する経費	助 成 対 象 経 費	納 品 年 月 日	支 払 年 月 日
原 材 料 費					
小 計					
工 具 器 具 費					
小 計					
機 械 装 置 費					
小 計					
外 注 加 工 費					
小 計					
国 内 特 許 出 願 経 費					
小 計					
委 託 研 究 等 経 費					
小 計					
そ の 他					
小 計					
合 計					

注1 産学官共同研究助成金交付申請書の別紙2「助成事業内容説明書」の6「研究開発の資金計画」の(3)「資金支出内訳」に基づき、納品又は支払いが完了した助成対象物件について記入してください。

注2 記載した支出における証拠書類(見積・納品・請求・領収書等の写し)は、現地調査にて確認しますので、提出する必要はありません。

注3 「品名」、「金額(税込)」、「金額(税抜)」、「納品年月日」、「支払年月日」の各欄については、証拠書類との整合性に注意してください。

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者氏名 （役職・氏名）

印

事務担当者及び連絡先

年度産学官共同研究助成金実績報告書

年 月 日付け岐産振第 号により助成金交付決定を受けた標記助成事業を
年 月 日付けで完了しましたので、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
助成金等交付規程第13条の規定により次の書類を添えて報告します。

記

1 助成金交付の対象となった事業（研究題目）

2 助成事業に要した経費及び助成金の額

(1) 助成事業に要した経費 金 円

(2) 助成金の額 金 円

3 研究開発結果報告書

別紙1のとおり

4 決算総表（収支決算書）

別紙2のとおり

5 自己評価表

別紙3のとおり

研究開発結果報告書

1 研究開発の期間

開 始	年	月	日
終 了	年	月	日

2 研究開発の内容

※ 交付申請書の研究項目と対応させ、実際に実施した内容を、共同研究機関ごとに図面、写真等を含めて記載してください。

3 研究開発の成果

※ 交付申請書の予想成果と対応させ、研究開発の成果を記載してください。この場合において、成果の企業化の見通しや課題も含めて記載してください。

4 研究開発に伴う特許等の出願状況

決算総表（収支決算書）

(単位:円)

区 分	助成事業に要する経費		助成対象 経 費	助成金額	備 考
	予算額	決算額			
支 出	原 材 料 費				
	工 具 器 具 費				
	機 械 装 置 費				
	外 注 加 工 費				
	国 内 特 許 出 願 経 費				
	委 託 研 究 費 等 経 費				
	そ の 他				
	合 計				
	収 入	自 己 資 金		/	/
借 入 金					
助 成 金		(見込)			
そ の 他					
合 計					

注1 助成事業に要する経費の予算額は、交付申請書の助成事業に要する経費です。

注2 助成対象経費は決算額から消費税、送料等助成対象外経費を除いた額です。

注3 助成金額は助成対象経費の2/3以内です。

注4 委託研究等経費の助成対象経費は、助成対象経費の総額の10分の4を上限とします。

事業費支出内訳

(単位:円)

区 分	品 名	助成事業に 要する経費	助 成 対 象 経 費	納 品 年 月 日	支 払 年 月 日	証 拠 書 類 番 号
原材料費						
小 計						
工具器具 費						
小 計						
機械装置 費						
小 計						
外注加工 費						
小 計						
国内特許 出願経費						
小 計						
委託研究 等 経 費						
小 計						
そ の 他						
小 計						
合 計						

注1 支出に対応する証拠書類（見積・納品・請求・領収書等）の写しに番号を付して添付してください。

注2 品名、各経費、各年月日は、証拠書類との整合性に注意してください。

別紙 3

自 己 評 価 表

実施者		
研究題目		
研究年度	年度	
評価項目	判	定
1 大学等や研究機関の技術シーズが十分にいかされたか	A	B ・ C
2 計画どおり研究が実施されたか	A	B ・ C
3 目標どおりの研究成果が得られたか	A	B ・ C
4 研究成果の普及ができるか	A	B ・ C
5 次年度以降の大型プロジェクトへの提案の可能性はあるか	A	B ・ C
6 企業化の見通しはあるか	A	B ・ C
7 特許等の出願がなされているか (計画にある場合のみ)	A	B ・ C
総合評価	A ・ B ・ C	
意見		

第9号様式（第14条関係）

岐産振第 号
年 月 日

様

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 印

年度産学官共同研究助成金の額の確定通知書

年 月 日付けで提出のあった産学官共同研究助成金実績報告書に基づき、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程第14条の規定により、標記助成金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

確定額 金 円

第 10 号様式（第 15 条関係）
（助成金交付請求書の場合）

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者氏名 （役職・氏名）

印

事務担当者及び連絡先

年度産学官共同研究助成金交付請求書

産学官共同研究助成金交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求する事業名（研究題目）

2 助成金交付請求額 金 円也

3 振込先

金 融 機 関 名	銀行（金庫）	支店
口座名義（ふりがな）		
預 金 の 種 別	普通	・ 当座
口 座 番 号		

※口座番号確認のため通帳コピー（当座預金の場合は当座勘定照合表）を添付願います。

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）
名 称
代表者氏名 （役職・氏名） 印

年度産学官共同研究助成金に関する消費税及び地方消費税の
仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け岐産振第 号で助成金の交付決定を受けた標記助
成金に関して、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告対象となる事業名（研究題目）

- 2 助成金額（理事長が確定通知額により通知した額）
円

- 3 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額
円（A）

- 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入れ控除額
円（B）

- 5 助成金返還相当額（B－A）
円

- （注） 1 積算の内訳を別紙として添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に助成金の消費税相当額が消費税額
及び地方消費税額に係る仕入れ控除額による減額等の対象額ではない。

第12号様式（第17条関係）

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者氏名 （役職・氏名）

印

年度産学官共同研究助成金に関する財産処分申請書

年 月 日付け岐産振第 号で助成金の交付決定を受けた標記助成事業に関して、下記の財産を処分したいので承認を申請します。

記

- 1 申請を行う事業名（研究題目）
- 2 取得資産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法、処分予定対価額
- 5 処分の理由

第 12 号の 2 様式（第 17 条関係）

取得財産管理台帳

区 分	財 産 名	規 格	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取得年月日	保管場所	備 考

《記載上の注意》

- 1 取得財産の処分を行う場合は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産について承認申請すること。
- 2 財産名の区分は、(イ) 原材料、(ロ) 機械装置・工具器具、(ハ) 無体財産権（産業財産権等）、(ニ) その他 とする。
- 3 数量等は同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者氏名 （役職・氏名）

印

年度産学官共同研究助成金に関する事業化状況報告書

年 月 日付け岐産振第 号により助成金交付決定を受けた標記
助成事業に関し、 年度の事業化状況について、産学官共同研究助成金交付要綱第
19条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業名（研究題目）

2 事業化の状況

別紙のとおり

別紙

産学官共同研究助成金事業化状況報告書

◆記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

◆会社概要（本社）

企業名		URL	
所在地			
代表者名			
TEL		FAX	
創立年月			
資本金		従業員	
主 　　な 事業内容			

◆記入者

氏 名	
部 署	
役 職	
連絡先	TEL
	E-mail

◆事業化状況

①事業所名	
②研究課題名	
③助成年度	年度
④共同研究先	
⑤事業化状況	<p> <input type="checkbox"/>製品が販売されている →以下の(1)～(7)を記載してください <input type="checkbox"/>製品販売には至っていないが、研究開発を継続している →⑥研究開発状況へ <input type="checkbox"/>製品販売には至らず、研究開発を終了した →⑦研究開発実績へ </p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 製品等の内容 名称： 機能：</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(2) パンフレット、カタログ等の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(3) 販売等実績の段階 <input type="checkbox"/>第5段階：継続的に販売実績があり、利益を上げている。 <input type="checkbox"/>第4段階：継続的に販売実績はあるが、利益は上げていない。 <input type="checkbox"/>第3段階：製品が1つ以上販売されている。 <input type="checkbox"/>第2段階：注文（契約）が取れている。 <input type="checkbox"/>第1段階：製品販売に関する宣伝等を行っている。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(4) 主な納入先</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(5) 販売形態</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(6) 販売価格（単価）円</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(7) これまでの売上高円</p> </div> <p style="text-align: right;">→⑧へ</p>

⑥研究開発状況	<p>(1) 研究開発を <input type="checkbox"/> 助成事業と同じ共同研究先と継続中 <input type="checkbox"/> 助成事業と異なる共同研究先と継続中 (共同研究先：) <input type="checkbox"/> 自社単独で継続中</p>
	<p>(2) 研究開発の段階 <input type="checkbox"/> 試作を行い、製品販売の準備をしている <input type="checkbox"/> 試作を行い、改良を行っている <input type="checkbox"/> 最初の試作を行った <input type="checkbox"/> 試作中である <input type="checkbox"/> 試作には至っていない</p> <p style="text-align: right;">→⑧へ</p>
⑦研究開発実績	<p>(1) 研究開発の段階 (どの段階まで到達したか) <input type="checkbox"/> 試作を行い、改良を行った <input type="checkbox"/> 最初の試作を行った <input type="checkbox"/> 試作には至らなかった</p>
	<p>(2) 製品販売に至らず、研究開発を終了した理由</p> <p style="text-align: right;">→⑧へ</p>

◆その他

⑫その他（トピックス、特記事項等）

⑬財団助成事業に対する意見、要望等

ご協力ありがとうございました。